

## 鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、医療的ケア児等の医療機関等への送迎に際して、地域の移動環境を整備し、移動手段の選択肢の拡大を図ることにより、もって地域における自立生活に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）第2条第1項に規定するところによる。
- (2) 医療的ケア児 医療的ケア児支援法第2条第2項に規定するところによる。
- (3) 重症心身障がい児者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項で規定する重症心身障害児及びそれに該当する者が成人になった者（これに類する者として市町村長が特に認める者を含む。）をいう。
- (4) 医療的ケア児等 在宅の医療的ケア児又は重症心身障がい児者のことをいう。
- (5) 福祉タクシー 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号ハで規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であつて、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送（これに類するものとして市町村長が特に認めるものを含む。）をいう。
- (6) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条及び第6条に規定するところによる。
- (7) 医療機関等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項で規定する医療提供施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を実施する事業所をいう。
- (8) 送迎経費 医療的ケア児等を医療機関等に送迎するために利用する福祉タクシー及び医療的ケアを目的として福祉タクシーに乗車する看護師等の派遣に係る費用で、送迎の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法で算出した額をいう。
- (9) 訪問看護事業者 健康保険法の保険医療機関としての指定を受けている病院又は診療所、介護保険法により指定を受けた訪問看護ステーションをいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、鳥取県内の市町村とする。

### (助成対象者)

第4条 本事業の対象者は、次に掲げる各号の規定のいずれも満たす者に対して役務を提供する福祉タクシー運行事業者及び医療的ケアを目的として乗車する訪問看護事業者とする。

- (1) 鳥取県内に住所を有する医療的ケア児等で、市町村長に利用申請を行い、利用決定を受け

た者であること。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 4 号による医療扶助（通院移送費）で送迎経費を支給される者を除く。

(2) 医療機関等への送迎にあたり市町村長が認める福祉タクシー運行事業者を利用していること。

2 前項に定める福祉タクシー運行事業者及び訪問看護事業者は、県内に営業所の所在地を有する者とする。

(医療的ケア児等の自己負担額)

第 5 条 医療的ケア児等の自己負担額は、以下のとおりとする。

(1) 福祉タクシーを利用した時は、1 回の乗車につき送迎経費の 2 分の 1 とし、上限額は 2,500 円とする。

(2) 看護師等の派遣による医療的ケア児等の自己負担額は、1 回の乗車につき上限額を 500 円とする。

(助成対象経費)

第 6 条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 福祉タクシー運行事業者にあつては、福祉タクシーの利用による 1 回あたりの送迎経費の総額から医療的ケア児等の自己負担額を除いた額。

(2) 訪問看護事業者にあつては、看護師等の派遣による 1 回あたりの送迎経費総額から、医療的ケア児等の自己負担額を除いた額。

2 送迎の復路又は往路のみに医療的ケア児等が乗車する場合で、医療的ケア児等が乗車せず保護者又は看護師等のみが乗車する経路も対象とする。

(助成金の申請等)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者は、市町村の指定する交付申請書に市町村長が必要と認める書類を添付して、市町村長が別に定める日までに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 4 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 20 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。